

令和2年第1回定例会
(第1日目)

津別町議会会議録

令和2年第1回 津別町議会定例会会議録

招集通知 令和2年2月26日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和2年3月3日 午前10時00分

延会日時 令和2年3月3日 午後1時37分

議 長 鹿 中 順 一

副議長 佐藤久哉

議員の応召、出席状況

| 議席 番号 | 氏 名 | 応 召 不応召 | 出席 状況 | 議席 番号 | 氏 名 | 応 召 不応召 | 出席 状況 |
|----------|-------|------------|----------|----------|------|------------|----------|
| 1 | 篠原真稚子 | ○ | ○ | 6 | 渡邊直樹 | ○ | ○ |
| 2 | 小林教行 | ○ | ○ | 7 | 山内 彬 | ○ | ○ |
| 3 | 村田政義 | ○ | ○ | 8 | 巴 光政 | ○ | ○ |
| 4 | 乃村吉春 | ○ | ○ | 9 | 佐藤久哉 | ○ | ○ |
| 5 | 高橋 剛 | ○ | ○ | 10 | 鹿中順一 | ○ | ○ |

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

| 職名 | 氏名 | 出欠 | 職名 | 氏名 | 出欠 |
|----------|------|----|------------|-----|----|
| 町長 | 佐藤多一 | ○ | 監査委員 | 藤村勝 | ○ |
| 教育長 | 宮管玲 | ○ | 選挙管理委員会委員長 | | |
| 農業委員会委員長 | | | | | |

(ロ) 委任または嘱託

| 職名 | 氏名 | 出欠 | 職名 | 氏名 | 出欠 |
|----------|-------|----|--------------|------|----|
| 副町長 | 伊藤泰広 | ○ | 生涯学習課長 | 藤原勝美 | ○ |
| 総務課長 | 近野幸彦 | ○ | 生涯学習課長補佐 | 石川波江 | ○ |
| 総務課長補佐 | 丸尾達也 | ○ | 農業委員会事務局長 | 小野敏明 | ○ |
| 住民企画課長 | 森井研児 | ○ | 農業委員会事務局次長 | 迫田久 | ○ |
| 住民企画課長補佐 | 松木幸次 | ○ | 選挙管理委員会事務局長 | 近野幸彦 | ○ |
| 住民企画課長補佐 | 中橋正典 | ○ | 選挙管理委員会事務局次長 | 宮脇史行 | ○ |
| 住民企画課長補佐 | 加藤端陽 | ○ | 監査委員事務局長 | 齊藤昭一 | ○ |
| 保健福祉課長 | 小野淳子 | ○ | 監査委員事務局次長 | 宮脇史行 | ○ |
| 保健福祉課長補佐 | 千葉誠 | ○ | | | |
| 保健福祉課長補佐 | 仁部真由美 | ○ | | | |
| 産業振興課長 | 小野敏明 | ○ | | | |
| 産業振興課長補佐 | 迫田久 | ○ | | | |
| 産業振興課長補佐 | 小泉政敏 | ○ | | | |
| 建設課長 | 石川篤 | ○ | | | |
| 建設課長補佐 | 石川勝己 | ○ | | | |
| 会計管理者 | 五十嵐正美 | ○ | | | |
| 総務課庶務係長 | 菅原文人 | ○ | | | |

会議の事務に従事した者の職氏名

| 職名 | 氏名 | 出欠 | 職名 | 氏名 | 出欠 |
|---------|-------|----|---------|------|----|
| 事務局長 | 齊藤昭一 | ○ | 事務局臨時職員 | 安瀬貴子 | ○ |
| 事務局総務係長 | 小西美和子 | ○ | | | |

会 議 に 付 し た 事 件

| 日程 | 区分 | 番号 | 件 名 | 顛 末 |
|----|----|----|---------------------------------|---------------------------|
| 1 | | | 会議録署名議員の指名 | 7番 山内 彬 8番 巴 光政 |
| 2 | | | 会期の決定 | 自 3月3日 21日間 至 3月23日 |
| 3 | | | 諸般の報告 | |
| 4 | | | 町政方針 | |
| 5 | | | 教育行政方針 | |
| 6 | | | 行政報告 | |
| 7 | 同意 | 1 | 津別町農業委員会委員の選任について | |
| 8 | 承認 | 1 | 津別町固定資産評価審査委員会補欠委員の承認について | |
| 9 | 議案 | 1 | 津別町第6次総合計画（令和2年度～令和11年度）の策定について | |
| 10 | 〃 | 2 | 津別町市街地総合再生基本計画推進協議会設置条例の制定について | |
| 11 | 〃 | 3 | 津別町地域公共交通活性化協議会設置条例の制定について | |
| 12 | 〃 | 4 | 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について | |

| 日程 | 区分 | 番号 | 件名 | 顛末 |
|----|----|----|--|----|
| 13 | 議案 | 5 | 津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 14 | 〃 | 6 | 津別町起業等振興促進条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 15 | 〃 | 7 | 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（津別町相生総合交流ターミナル施設） | |
| 16 | 〃 | 8 | 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（津別町堆肥製造施設） | |
| 17 | 〃 | 9 | 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（津別 21 世紀の森キャンプ場等） | |
| 18 | 〃 | 10 | 財産の無償貸付について（旧活汲小学校校舎 1 階及び体育館） | |
| 19 | 〃 | 11 | 権利の放棄について（町営住宅使用料に係る債権） | |
| 20 | 〃 | 12 | 権利の放棄について（水道料金に係る債権） | |
| 21 | 〃 | 13 | 令和元年度津別町一般会計補正予算（第 6 号）について | |
| 22 | 〃 | 14 | 令和元年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について | |
| 23 | 〃 | 15 | 令和元年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について | |
| 24 | 〃 | 16 | 令和元年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について | |

| 日程 | 区分 | | 件名 | 顛末 |
|----|----|----|---------------------------------|----|
| 25 | 議案 | 17 | 令和元年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について | |
| 26 | 〃 | 18 | 令和2年度津別町一般会計予算について | |
| 27 | 〃 | 19 | 令和2年度津別町国民健康保険事業特別会計予算について | |
| 28 | 〃 | 20 | 令和2年度津別町後期高齢者医療事業特別会計予算について | |
| 29 | 〃 | 21 | 令和2年度津別町介護保険事業特別会計予算について | |
| 30 | 〃 | 22 | 令和2年度津別町下水道事業特別会計予算について | |
| 31 | 〃 | 23 | 令和2年度津別町簡易水道事業特別会計予算について | |
| 32 | 報告 | 1 | 例月出納検査の報告について（令和元年度11月分、12月分） | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまより令和 2 年第 1 回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

7 番 山 内 彬 君 8 番 巴 光 政 君

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会委員長より会期について報告の申し出がありますので、これを許します。

4 番、乃村委員長登壇願います。

○4 番（乃村吉春君）〔登壇〕 ただいま上程されました会期について、議長より指名を受けましたので、議会運営委員会における協議の結果について報告します。

2 月 28 日開催の第 1 回議会運営委員会において、本件について協議を行いました。本定例会における議案の件数は、同意案 1 件、承認案 1 件、条例案 5 件、単行議案 7 件、補正予算案 5 件、新年度予算案 6 件、報告 1 件、計 26 件の内容であります。これに要する会期について当委員会で検討した結果、お手元に配付しました会期予定表のとおり、第 1 回定例会の会期は本日 3 月 3 日から 3 月 23 日までの 21 日間と定めま

した。

議員各位におかれましては議会運営に特段のご協力をお願い申し上げ、委員会としての報告といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたように、本定例会の会期は本日から3月23日までの21日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から3月23日までの21日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（齊藤昭一君） これから諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

暫時休憩をします。

休憩 午前10時 3分

再開 午前10時 10分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

議会運営委員会委員長より報告の申し出がありますので、これを許します。

4番、乃村委員長登壇願います。

○4番（乃村吉春君）〔登壇〕 ただいま休憩中に開催いたしました、第2回議会運営委員会の結果について報告いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ観点から、本定例会の時間短縮に向けて協議を行った結果、日程第4、町政方針及び日程第5、教育行政方針については、町長及び教育長による説明を省略したいということであります。

また日程第7、同意第1号 津別町農業委員会委員の選任については一括による簡易採決にするということを進めていきたいという結果になりました。

以上、各位ご理解の上、ご協力お願いいたします。

以上で第2回の議会運営委員会の報告といたします。

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたように、日程第4、町政方針及び日程第5、教育行政方針については、町長及び教育長による朗読を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって日程第4、町政方針及び日程第5、教育行政方針については、町長及び教育長による朗読を省略します。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第6、行政報告を行います。

町長から行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

総務課長。

○総務課長（近野幸彦君） 申し訳ございませんが、配付しております町政方針の字句訂正をお願いいたします。

5 ページ、上から 5 行目の「諮問した」とありますけども、「諮問する」に訂正をお願いします。

大変申し訳ございませんでした。

○議長（鹿中順一君） それでは町長お願いします。

○町長（佐藤多一君） 〔登壇〕 おはようございます。

本日ここに第 1 回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、12 月定例会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、まことに残念な報告であります。去る 1 月 25 日、津別町産業開発功労者 石橋忠一朗様のご逝去されました。故人は、津別町農業協同組合代表理事組合長、津別町農業委員会委員などを務められ、本町の産業振興に多大なご貢献をいただいたところであります。生前中の数々のご功績に対し、衷心より敬意と感謝を申し上げますとともに、安らかなご冥福をお祈り申し上げます。

次に、寄附についてであります。12 月 23 日、有限会社三共様より、創業 100 周年を記念し、小中学生の図書の実に役立ててほしいと 100 万円のご寄附をいただいたところであります。ご厚志に深く感謝を申し上げますとともに、ご趣旨に沿って有益に使用させていただく所存であります。

また、12 月 27 日、丸玉木材株式会社様より、丸玉木材森づくり基金のための寄附として 500 万円のご寄附をいただいたところであります。ご厚志に深く感謝を申し上げますとともに、今後とも丸玉木材森づくり基金による愛林のまち緑資源を守る推進事業を継続し、本町で実施する造林や除間伐などの森林整備事業の助成を行い、豊かな森林の育成に努めてまいります。

次に、網走川流域における流域対策等に関する取り組みビジョン推進宣言・署名式典についてであります。2 月 13 日、網走川流域 4 市町と網走開発建設部、オホーツク総合振興局、網走南部森林管理署の 7 機関が一体となって流域の環境保全対策を取り組んでいくため、推進宣言に署名を行いました。これにより今後におきましても「土砂流出による被害の軽減」「住民の川への環境保全意識の向上」などを目標に掲げた取

り組みビジョンの推進に向け、本町としても積極的に取り組んでまいります。

次に、令和元年度北海道知事感謝状の受賞についてであります。平成20年度よりチミケツ湖キャンプ場管理人として従事する傍ら、自然保護監視員としてチミケツ湖畔に生息する野鳥等希少動植物の生息域管理並びにキャンプ場利用者等来訪者への自然保護思想の啓発に努められた功績が認められ、津別町字共和 原紀一氏が受賞され、2月19日、オホーツク総合振興局担当部長より伝達が行われました。このたびの栄えある受賞に対し、心より敬意を表する次第であります。

次に、北海道立林業大学校誘致期成会の解散についてであります。2月19日、役員会が開催され誘致期成会を解散することが確認されました。平成29年5月9日に町内48社を会員とする誘致期成会を組織し、本町への誘致活動を行ってきたところですが、北海道立北の森専門学院（略称 北森カレッジ）は、4月20日に旭川市に開校されることとなり、本町は、実習フィールドを提供することとなりました。期成会結成から誘致活動にご協力をいただきました関係各位に対し、改めて感謝を申し上げる次第であります。

次に、令和元年度林野火災予防に関する標語、ポスターの知事賞の受賞についてであります。このたび標語部門において、津別小学校1年生の黒田蓮翔さんが作品「まもりたい だいじなもりをみらいまで」で優秀賞を受賞し、ポスター部門においては、6年生の久保夢月さんが優秀賞を受賞されました。

受賞されたお二人にお祝いを申し上げますとともに、引き続き林野火災予防の普及啓発活動を推進してまいります。

次に、第15回エコツーリズム大賞の受賞についてであります。2月25日、環境省及び一般社団法人日本エコツーリズム協会主催の審査結果が発表され、ノンノの森ネイチャーセンターを拠点としたエコツアー並びに津別峠を中心に優良なツアー等を実施し、地域経済への貢献と環境教育を意識した活動が評価され、特定非営利活動法人森のこだまが特別賞を受賞いたしました。

この受賞に対しお祝いを申し上げますとともに、今後とも津別町の自然環境、地域資源を生かした体感・体験型のエコツーリズムの推進に寄与していただくことを期待するものであります。

次に、新型コロナウイルスの対応についてであります。北海道内の感染拡大を受け、2月25日午後5時に対策本部を設置し、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本方針を確認したところです。うがいや手洗いの励行や、不要不急の外出の自粛要請などの周知を行い、学校を含めた各公共施設の閉鎖等、感染拡大防止に向けた対策を開始したところであります。さらに28日の北海道知事の緊急事態宣言を受け、さんさん館などの施設の閉鎖などの措置を行っているところです。

現在、保健所より津別町での感染者の連絡はありませんが、このたびオホーツク管内で発生した患者が、町内社会福祉施設に訪問したことで、その施設職員が濃厚接触者の一人として、保健所の健康観察を受けていることをご報告いたします。

なお、今議会におきまして、人事案件、条例制定及び新年度予算等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ行政報告といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対し質疑を受けます。

9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） ただいま行政報告いただきまして、新型コロナウイルスの対策について述べておられましたが、何点かお聞きしたいと思います。

今施設閉鎖と申されましたが、聞くところによりますと児童館が再開されるということで、国の方針も二転三転しましたので、一時閉めてもまた開けるということについては理解を示しますが、必要最小限の児童数を入れると思うのですが、その人間がどのぐらいいるのか、また対策をどのように打ちながら再開するのかをお聞きしたいと思います。

2点目、今回のコロナウイルスに関しましては、80歳以上が罹患すると致死率が19.7%ということで、現在ですが、非常に高齢者が高い致死率になるということで、高齢者の感染に気を付けなければいけないということになっております。津別町には幾つかの福祉事業所があります。先ほど、1件については報告がありましたが、その他デイサービス等、そうした事業に対しまして、もしくは福祉事業所の対策について、どのように把握しているのかお聞きしたいと思います。

3点目、今回の広報の折り込みチラシにコロナウイルスに対する心構えのようなものが載っておりましたが、何ととっても、住民に対して今後どのような対策を打っていくのか、北見が全国でも5本の指に入るような感染地域であり、そこから25キロしか離れていない我が町としては、本当に危機感をもってあたらなければいけないと思うのですが、住民の方に今後どのように対策を取っていくのか、お聞きしたいと思います。

最後に、これは要望、提案ですが、図書室が非常に突然閉鎖になってしまったものですから、何人かに言われたのですが、図書館が閉まってしまって困っていると。子どもたちも自宅待機で非常に暇を持て余しておりますので、一度の入館人数を制限しながらでも1日、2日開けて図書館を臨時に開館することはできないかどうか、ご検討いただきたいと思います。

以上、4点お願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原勝美君） 児童館の開館の関係についてお答え申し上げたいと思います。

この関係につきましては、先に道教委から要請がありました2月27日から3月4日まで、小中学校の臨時休校に合わせて閉鎖した経過でございますが、今回、学童保育の見地から、5日から開所という形にさせていただき予定でございます。この関係につきましては、あくまでも一般開放ということよりも、学童保育の観点から津別町放課後児童クラブに登録されているお子さんのみを対象に利用させるようなことを考えております。この関係につきましては、要は家庭の事情でやむを得ない場合ということで、両親共働きで家を空けなければならない等々で、通常利用という形を避けて、いずれにしても感染のリスクを伴うということを保護者ご理解の上で利用していただくような案内、通知もさせていただいた上で利用していただくようなことで現在考えております。

登録者人数につきましては、70名ほど登録者がいるわけですが、その中から、やはりやむを得ない等々の理由で使われるということになりますと、相当数減ってくるのかなと考えております。

この関係につきましては、今回、登録者、保護者宛に郵送させていただき予定でございます。5日からということでございますが、今日、郵送の運びで、5日までに間に合わすような形で周知徹底を図りたいと。

また、一般の保護者あてに対しましても、小学校、中学校を通じまして、今日発送される郵送物に折り込むような形で周知いたしまして、ご理解を願うような形で今後進めていきたいと考えております。

あわせて図書館の閉鎖の関係についてお答えさせていただきたいと思っております。この関係につきましても、先の休業にあわせて、3月末まで閉鎖という形をとらせていただいたということで、この関係につきましても、やはり感染予防対策ということで、感染拡大防止の観点から3月末まで閉鎖という形をとらせていただいているわけですが、やはり小中学生の行き場というようなことも踏まえて、自宅待機をやはり最優先に考えた末に閉鎖の措置に踏み切ったということで、ご理解いただきたいと思っております。

なお、今後につきましては、感染の拡大が終息方向に向かうということになれば、3月末までの閉鎖期間としておりますが、早めの開室ということも考えていきたいと。

議員がおっしゃったように、臨時に開けるということも今後検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野淳子さん） その他の社会福祉施設の状況についてお伝えいたします。デイサービスセンターにつきましては、ご存知のとおり2月27日から3月4日まで閉鎖をしております。ですが3月も1週間ということで、今後の利用者のことを考えまして、本人、家族からの同意をいただきながら3月5日からデイサービスのほうは開始する予定でございます。

あと、通所等を行っております小規模多機能居宅介護事業所のほうにつきましても、ご家族、ご本人の了解をいただきながら通所のサービスですとかショートの利用サービスを利用させていくと。特養のショートのほうも、先ほどの例と同じようにご本人、ご家族の了解をもちながら、検温を行いながら、可能かどうかを判断しながら受け入れていくということになっております。

あと今後、住民に対してのというのは、やはりこの間のチラシに書きましたとおり手洗い、うがいの励行と、不要不急の外出を控えていただくということをまず徹底しながら、あと高齢者で健康に不安がある場合、発熱とかそういうことではなく不安がある場合は、保健福祉課健康推進のほうに相談ということで連絡をいただきながら相談対応をとっていきたいと当面のところは考えているところです。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） まず住民の相談の窓口を設置したということをどのように周知しているのかお聞きしたい。

それから、大体説明で理解いたしました。今後、分散授業、私は反対なのですが、小中学校の分散授業の検討の可能性はあるのかどうか、それについてお答えいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野淳子さん） この間のチラシの中では、大もとのコロナウイルスの関係は、北海道のほうの相談ということで、その他のところで保健福祉課という書き方をしております。

ただ、それでご理解が難しいという場合がありますら、再度、広報等で周知の方法を考えていきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原勝美君） それでは分散授業の関係にお答えしたいと思いますが、学校のほうでは分散授業というよりも分散登校のほうで検討していきたいということで、授業は行う予定はないということをお答えいたしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） コロナウイルス対策で公共施設を含めた学校関係、それから福祉関係が休業するわけですが、そこで働いているパート、いわゆる臨時職員の賃金等、給与の関係ですが、基本的にどういうふうになるのか、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（伊藤泰広君） 山内議員のご質問にお答えしたいと思います。

対策本部の中で、これについては協議して各自で確認するよという話をしております。基本的に役場の職員で臨時職員であったりした場合には、普通に考えますと休職手当とか休職補償という形になると思います。それと各事業所で役場関連でもそうなんですけども、閉めることによって仕事がなくなる。日給月給でいくとそうやってきてしまうと思うのですけども、普通の臨時雇用ではない場合は、今のところ有給を使ったりとか、そういう厚労省からの指示も出ていますが、それ以外について日給月給のような形になりますと、どうしてもそこで休職の補償、休職の手当てという形が出てくると思います。今のところ国のほうでは昨日あたりお子さんのために休んだ場合は幾らという金額も出ておりますが、それらの対応等も含めまして、ちょっと様子を見ながらというところなのですが、本部のほうで指示しているところは、それにつきまして例えば各企業関係についてもちゃんと確認するように、あと町の中で雇用している人たちもどういうふうにすればいいのかということで、その時間であったり日数であったりをちゃんと把握して対応するというところで考えているところです。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 働いている人それぞれ生活がかかっている方も多分おられると思います。そういう対応について、早い時期に町の方針を含めて、そういう方に対して丁寧な説明と、町の方針、国の方針もあろうと思いますけども、それあたりについてぜひとも不安のないように、町のほうで対応していただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今日の朝刊の一面にも出ておりましたけれども、八千何がしという数字が初めて出てまいりまして、これから各自治体にもさまざまな通知が出てくると思います。それらを勘案いたしまして準備だけはいろいろ把握といいますか、地域の実情、それは地元で行っておきながら、その国の手当というものをどういう形で支給していくのか、それは何もまだわかっておりませんので、まずは自分たちの、ここの職場の部分については方針を立ててはいますけども、それぞれの企業のところのお考えもいろいろあると思いますので、それと国の方針と、これから合致させながら支給していくという形になると思います。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） 今、小中学校に関しては、28日から1回目の段階で3月4日まで、そこからは国の方針で3月いっぱいに出てきたわけですが、児童館の学童に関する部分ということであれば、こども園の保育の部門というか、幼稚園部門と、保育部門といろいろあるかと思いますが、そこでの対応と、それから全く細かいことですが、昨日なんかは例えば急激な学校の休校により、給食センター等の食材のストックを安く皆さんにというような食品ロスの問題から、そういう取り組みをされているところもありますが、津別町では国に先駆けて休んでいるので、その辺の調整は出来ているかと思いますが、そういうところとこども園の扱い、それから人をたくさん集めなければいいということで、国の中でも出ていたかと思いますが、学童保育に関しては、そのキャパが狭いので、もっと広いということで学校の空き教室とか、登校して来ないわけですから教室も全部空いていますし、体育館も空いているので、そちらの利用なんかも考えるというような話もある自治体もありますので、津別町のところは、そのところはどのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野淳子さん） こども園の関係でお伝えいたします。こども園は学校が休みということで、3月4日までの間は自主登園ということでやらせていただきました。ただ、今後こども園等の開設をと国からの要望もありまして、小中学校の状況も考えながら、開所をしていくとは思いますが、正式な決定は本日行うということで連絡を受けております。

○議長（鹿中順一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原勝美君） 学校給食の食材関係の取り扱いでございます。こちらにつきましては、既に道教委のほうから取り扱いについて指示がございます。この関係に沿って食材の廃棄等も視野に入れながら行っていきたいと。

また現在、使えるものについては、賞味期限等々も勘案しながら4月に残せるものは4月まで残して、その後使うような形で考えております。

そのほか学童保育の関係で、学校の空き教室の利用というような話もされていたわ

けではございますが、現在、児童館のほうでキャパがどれぐらいになるのかということが今のところ予想されていない状況でございます。こちらにつきまして、かなりの人数が使うということになりますと、やはり大人数の濃厚接触の可能性も大きくなるということであれば、学校等の空き教室、または体育館の利用等々を検討していきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） こども園に関しては、自主登園をしているということは聞いておりましたので、決定次第なのですが、どこまで町民の人が学校の休みなんかを承知しているかということ、私は28日に町のホームページを見たら、施設の休みのほうが先に出ているんです。もちろん子どもたちには前日まで登校しているので、明日からこういう事情でお休みになりますというふうにお知らせはしているのだろうと思いますが、そういう緊急のときに当事者でない場合、ちょっと遅れていたかなと、本当に学校を休んでいるののだろうかということもありましたので、早めの周知というか、子どもに関すれば、そこは子どもにはお知らせしているからそれでいいということなのかもしれませんけども、合わせて町民の人にもそういう状況をお知らせしたほうが私はいいのではないかと思います。

今日まだ決定をしていない部分もたくさんあるかと思いますが、先ほどの児童館のキャパの問題で学校がどうこうというのも、登録している人が70人いて、全部がこの期間中に来るということではないかもしれませんが、たくさんいる中での対策と実際に聞いていると国の対応などのやり取りを聞いていると、こっちはよくて、こっちはよくないというのはどこが基準なのかというところもありますので、最終的にはかからない、リスクを最大限に抑えるような方法を講じられるのだろうと思いますけども、やはり全体にというのは学校の状況等もいろんなものできちっとお知らせをすることが大切なんじゃないかと思います。

食品は賞味期限もあるというようなお話と、4月にというような問題もありますので、そこはきちっとして、できるだけこの期間中で廃棄しなきゃいけないものがあれば、小学校に関係しているところを買っていただくなり何なりするということもありましたし、3月いっぱい給食を出さないということで、いろんな問題がまた生じてき

ているようなことも報道されていますので、そういうところにも十分対応し、無駄がないということと、業者というか、そこに行って困るというところも最大あるみたいなので、そんなことも広く学校だけで解決できる問題と、そうではない問題もあるかもしれませんので、そういうところも十分心して進めていっていただきたいと思えます。

あとは、こんなことが起きたのが初めてなので、どういうところに気を付けなければいけないということは、これからいろいろ考えていかなければならない部分もあるかと思えますけども、できるだけ一般的に考えるようなリスクはなく、コロナウイルスにかかる人がいないようなことで進めていっていただきたいと要望して終わります。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野淳子さん） 不足しております情報の伝達についてです。ホームページを開くとすぐ目立つように新型コロナウイルスについてというバナーをつくらせていただきまして、その中に入っていきますと、施設の各情報が入っております。学校を含めて掲載させていただいております。それで逐次、情報のほうは保健福祉課のほうに集約することになっておりますので、決定次第ホームページに最新情報を載せてきております。

そして先日の3月広報で、ホームページを確認できない方は、役場保健福祉課のほうにお問い合わせくださいということで、ホームページを見ることのできない方たちの対応はそういうことで周知をさせていただいております。ですが、まだ皆さんのほうで周知の方法が足りないというところもありますと、今後もそういうことでお問い合わせくださいというのは保健福祉課のほうでも周知をしていきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原勝美君） 議員のほうから児童館の開館含めて、やはり感染対策も含めるとちょっと矛盾を感じると、議員おっしゃるとおりでございますが、こちらの開所につきましては、あくまでもやむを得ない措置ということで、リスクも承知の上で預けていただくというようなところで進めていきたいと考えております。

また食材の関係でございますが、賞味期限内でありましても食中毒予防対策の観点から、十分考慮しながらその辺を対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

以上で行政報告を終わります。

◎同意第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第7、同意第1号 津別町農業委員会委員の選任についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（伊藤泰広君） ただいま上程となりました同意第1号 津別町農業委員会委員の選任につきまして説明をさせていただきます。

本案は、農業委員会の現委員が令和2年4月14日をもって任期満了になりますことから、その後任の委員を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

議案書の次のページ、別紙をお開きください。

任命しようとする者は11名で、住所、氏名、生年月日を記載しておりますので、氏名等の読み上げは、今回は省略させていただきます。

以上、簡単ですが説明とさせていただきますので、ご同意賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第1号を採決します。

11名の津別町農業委員会委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

同意第1号は、原案のとおり同意することに決定しました。

◎承認第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第8、承認第1号 津別町固定資産評価審査委員会補欠委員の承認についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（伊藤泰広君） ただいま上程となりました、承認第1号 津別町固定資産評価審査委員会補欠委員の承認についてご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会は、昨年まで山田耕司氏、加藤洋子氏、金一和美氏の3名の委員で構成しておりましたが、そのうち金一氏が津別町農業委員会委員へ応募することに伴いまして、その応募資格に、固定資産評価審査委員会委員でない者とされていることから、本人からの申し出に従いまして1月28日付で委員を解任したところです。

後任につきましては、地方税法の規定によりまして遅滞なく補欠の委員を選任しなければならないとされているところですから、補欠委員として竹原俊博氏を2月7日付で選任いたしましたので、地方税法第423条第5項の規定によりまして議会の承認を求めるものであります。

なお、竹原氏の住所及び生年月日は議案に記載のとおりであります。

また任期につきましては、前職の金一氏の残任期間、他の委員と同様に令和2年9月30日までとなっております。

以上、説明とさせていただきますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第9、議案第1号 津別町第6次総合計画（令和2年度から令和11年度）の策定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

中橋住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（中橋正典君） ただいま上程となりました、議案第1号 津別町第6次総合計画（令和2年度から令和11年度）の策定について説明申し上げます。

別冊に入る前に、この3月までを期限とする10年前に策定された第5次総合計画は、地方自治法の規定に基づき策定され、今日まで、この計画に基づき町政の執行にあたってきました。しかしながら、平成23年の地方自治法の改正により、総合計画の策定義務が削除され、計画の策定は町の判断とされましたことから、今後も総合的かつ計画的な町政運営を進めるために総合計画が必要であると考え、平成30年4月、町独自に新たな条例を制定して、この第6次総合計画の策定作業を開始しました。

この2年間、三つの部会からなる30名の策定委員会は11回の会議を開催、役場職員22名によるプロジェクト会議は、四つの分野で延べ11回、15名の策定審議会には5回の審議をいただくなど、長時間にわたり多くの皆さまにご協議いただいたことにより、この第6次総合計画をまとめることが出来ました。改めてご尽力いただいた委員の皆さまに感謝申し上げます。

それでは、簡単に内容やまとめ方について説明させていただきます。

別冊となります。1ページから6ページ、総合計画の枠組みについて、総合計画の

役割や構成、進捗評価、策定の方法などを述べた部分となっております。

4 ページには進捗評価として、この計画の取り組みについて役場内部による内部評価、町民等による外部評価の後、議会報告や町民への公表など毎年点検評価を行い適切な見直しをしながら着実な実行を進めることとしております。

7 ページから 10 ページまで、策定の背景として、津別町の現状と 10 年後に社会がどのように移り変わっていき、どう対応していく必要があるかを展望しております。

11 ページから 14 ページまでが町民ニーズの把握や町民の意見を反映するために実施したアンケート調査の一部を掲載しております。ここまでが序論の部分となります。

17 ページから基本構想となり、これまで策定委員会の中で議論を重ねてきた内容をもとにアンケート調査結果等も踏まえ策定したものです。10 年後に津別町が目指す町の姿として、暮らしたい、魅力あふれるエコタウンを掲げております。エコタウンとして、自然環境と経済面の両立をより充実させることにより、今以上に津別で暮らしたい、津別は魅力にあふれていると実感できるまちづくりを目指しています。

18 ページは、将来像の実現に向けてどういった方向性をもって進めていくか、高める津別力として 6 項目を掲げております。住み続けられる安心快適な生活環境の形成、若者・子育て世代をひきつける工夫、まちの未来づくりには人づくりが必要、デザイン、ブランディングで価値を高める、つべつの強みを発信する力を高める、新しい移住者を呼び込む、この 6 項目を重点的取り組みとして設定しました。

基本的な方針としては、これまで津別が培ってきた強みを生かし、持っている潜在能力を存分に引き出して、さらにそれを伸ばしていくことで津別町の力を高めていくという意味合いが込められております。

19 ページから 20 ページには、前のページで述べられている重点的取り組みを実現していくための方策を体系図にしたもので、六つの分野に分けて展開を考えています。

21 ページ、ここからが分野別の方針を踏み込んで示したところになります。策定委員会で特に重要視された部分について簡単に説明させていただきたいと思っております。

21 ページから 23 ページ、六つの分野の一つ目、教育・子育てに関する方針です。この分野では、将来像を人と地域の中で豊かに学び合い未来の人材を育むまちとして、水色の枠内に記載のとおり子育て支援の充実、学校教育の推進、生涯学習・スポーツ

の推進、まちづくり教育の推進の4点を軸に進めようと考えております。

22 ページ、学校教育の推進の部分では、児童数、生徒数ともに少人数であることをメリットととらえ、津別ならではの教育施策を推進するとともに、津別で教育を受けてよかったと感じられる教育の実践、語学教育の充実を図るなど、国際色豊かな子どもの育成に取り組もうと考えております。

また、町の子どもは地域で育てるという視点に立ち、コミュニティスクールの準備などを進めているところです。

23 ページ、まちづくり教育の推進の部分について、積極的にまちづくりに参画する人材を育成していくことが、地域の維持と活力あるまちづくりに寄与するとの考えから、より多くの町民がまちづくりに関わっていただけるよう人材の育成に取り組む必要があると考えております。

24 ページ、二つ目の分野、保健・医療・福祉に関する方針について、この分野ではだれもが、いつまでも、いきいきと、安心して住み続けられるまちを将来像に掲げ、保健・医療・福祉の充実を進めようと考えています。

医療機関と行政の連携を深め、だれもが適切な医療を受けられる環境を維持していくこと、社会的孤立者をつくらず心身ともに健康で地域社会の一員として活動、暮らし続けられる町の実現を目指す内容となっております。

26 ページ、三つ目の分野、生活基盤・環境保全に関する方針となります。この分野では、住みやすさを実感できる快適で豊かな生活環境のあるまちを将来像として、交通環境の整備、住環境の整備、生活基盤の整備、環境保全・エネルギー政策の4点を軸としています。交通環境の整備については、町民の足の確保のために、持続可能な公共交通の維持、充実に向けて取り組むとともに、地域の特性に合った交通体系の実現に向けて、特に車を利用できない方々に目を向けながら改善を図っていくことを目指しています。

27 ページ、中段の生活基盤の整備については、町民アンケート調査においても食料品や日常生活用品等、買い物の利便性に対する要望は病院などの医療環境に次いで高いことから、地元で日常の買い物ができる環境を向上させるための取り組みを行っていきます。

28 ページ、四つ目の分野、産業・雇用に関する方針となります。この分野では、未来へつなぐ農林業の振興と果敢なチャレンジが生まれるまちを目指しています。林業の振興、農業の振興、雇用確保・商工業の振興、創業支援の4点を軸とし、農林業、商工業など産業全体の振興については経営基盤を安定させるための施策や、産業全体で後継者や従事者の不足が課題となっている現状を踏まえ、担い手の確保などの支援を行っていきます。

30 ページ、五つ目の分野、観光・交流に関する方針です。この分野では、地域資源の価値向上と交流がさらなる魅力につながる強みを生かした観光のまちを目指します。観光地域づくりの推進と、地域交流の推進を軸としてブランド構築を育成するなど、地域資源の価値を高める施策に取り組みながら、豊富な観光資源のPR、観光により消費が拡大となるような新たな観光のあり方を模索しながら、効果的な観光戦略に取り組みます。

31 ページ、六つの分野の最後、行財政に関する部分です。この分野では、次世代に受け継ぐ健全な行政経営に取り組むまちを将来像とし、協働の推進、行財政、情報発信の強化を軸としています。とりわけ協働の推進については、民間と行政の連携による官民協働の町づくりを行っていくことで、活性化と持続可能な行政経営を目指すものです。

35 ページから 50 ページの重視する取り組みについては、これは基本構想で既に設定されている基本政策分野ごとの取り組みの中に、どの分野にも共通する内容があげられていることから、そのような事柄をまとめ双方の関係が一目でわかるようにしてあります。

少し飛びまして 55 ページから 126 ページまでが目標達成のために、どういう取り組みが必要かをまとめた実施計画となります。記載されている内容をすべて説明することは時間の都合上出来ないことをご容赦いただき、この教育、子育て分野の子育て支援の充実で、まとめ方などを説明させていただきます。55 ページ、一番上の点線、四角に個別施策の子育て支援の充実とあり、その下の黄色の網掛けの部分に 10 年後の目指す姿として、ここでは 4 項目を挙げ、その下に現状や課題として 8 項目を上げています。

問題解決や目標達成のための主な取り組みとして、56 ページに1-1-1、子育て情報の充実と「子育てしやすいまち」としての発信強化から、58 ページの1-1-5 保育サービスの充実の5項目を掲げ、59 ページ、行政だけの力では達成出来ないことから、それぞれの立場の人が、どのように関わっていくかも重要なことであると考えていますので、各主体の役割として町民や地域、団体や事業者の役割も示しています。

最後に、この取り組みにおける10年間のスケジュールも表しています。

これ以降、取り組み内容は違いますが同じ構成、つくりになっております。六つの分野別基本政策から個別施策があり、10年後の目指す姿や現状と課題があり、それぞれに主な取り組みがあり、各主体の役割、各項目のスケジュールとなっております。

個別施策は1-1から6-3の19項目、目標達成のための具体的取り組みは1-1-1から6-3-2まで74項目を掲げておりますので、皆さまにはご一読いただき、申し訳ありませんがこれ以降の内容は省略させていただきます。

最後に、この計画書は、これから印刷製本をして、後日協力くださった議会議員の皆さま、職員に配付するとともに、町民の皆さまには28ページにまとめた概要版として印刷製本したものを5月号の広報と一緒に配布する予定であります。

以上、簡単ですが議案第1号の内容について説明申し上げましたのでご了承くださいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、申し訳ありません訂正をお願いします。もう一つ別冊として中期財政計画を配らせていただいたのですが、見出しが間違っております。訂正をお願いします。

「津別町第6次総合計画」というふうな形で見出しの訂正をお願いしたいと思います。

申し訳ありません、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午前11時5分

再開 午前11時15分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎議案第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第10、議案第2号 津別町市街地総合再生基本計画推進協議会設置条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

加藤住企画課長補佐。

○住企画課長補佐（加藤端陽君） ただいま上程となりました、議案第2号について説明いたします。

説明資料1ページをご覧ください。このたびの制定理由につきましては、津別町市街地総合再生基本計画において定められておりますコミュニティ整備地区の整備に係る事業計画及び設計内容に対して、意見交換及び協議を行うためでございます。

条例概要につきましては、1条で設置に関して規定をしており、2条では、協議会の所掌事務を規定しています。3条では、委員の構成を定めており、学識経験者をはじめとする15名以内の委員で構成するものであります。また、その任期につきましては第4条にありますとおりコミュニティ整備地区の設計が完了するまでとしておりま

す。

議案に戻っていただき、ただいま説明いたしました内容について制定条文としたものであります。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、制定内容の説明といたしますので、原案にご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） 1件だけ確認させていただきます。2ページのどういう人になるかというところで、いろんな方、社会教育委員ですとか商工会云々とずっと出ているのですが、委員会でもご意見申し上げたと思うのですが、福祉の観点から社会その他ということでお話しさせていただいたかと思えます。そのときに担当の方から前向きにというご発言があったかと思うのですが、文章が載っていないのですが、福祉の観点からそういう方を入れるというのは、もう一度お聞きしますけれども、そういうお考えはないのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 加藤住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（加藤端陽君） 質問にお答えします。

委員会のときに、そのときの委員から意見がありましたとおり、社協やそういう老人や障がい者に関するところの事業所からも入れるということで答弁をしております。ということで、その辺は考慮することは変わっておりません。今回、議案のほうは、そこまでの訂正はしておりませんが、などという中で包含されるということでご理解をお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） この協議会の目的といたしましては、町との意見交換ということなのですが、前回、複合庁舎の時は審議会という形で町長の諮問機関でした。この協議会の位置づけというか、権限というところちょっとおかしいかと思うのですが、どのような立場になるのか、それから協議会で話し合われたことが議会の特別委員会

のほうに報告されるようになるのか、その辺の順序をどういうふうに整理づけしているのか、そのことについてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 加藤住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（加藤端陽君） この協議会は、少し前になりますけれども、まちなか再生協議会というのがあったと思いますけれども、そちらの中でもまちづくりについていろんなことを考えるという協議会でした。今回も、いわゆるコミュニティ整備地区、コミュニティ・ゾーンですけれども、こちらに関して町民の団体、いわゆる出来た後の施設をよく利用するようなことで関連する団体からも上げていただいて協議会を組織して、町と開発を担う事業者がありますが、こちらの3者で意見交換をしながら設計をつくり上げていくという形で考えています。その中で、ここには記載されておられませんけれども、住民の説明会というのもできれば協議会主催でやっていただくのが理想ですけれども、そのような形で住民の意見を吸い上げるようなこともやっていながら進めていくと。最終的には権限は特にここではございませんけれども、いわゆる設計に対して意見をどんどん反映していく、また町民から意見をすくったときに、こういうことをしっかりと経営に反映していただくことをこの協議会の中で事業者等に訴えていただきたいという形で進めていくような形なのかなと思っています。

議会の特別委員会に対しても、当然、協議の内容、経過等はしっかりと報告してまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） 今のお話を聞いていますと、メンバーとしてはこの施設を利用する方を中心にとということで、その意見を聞くということなんですけれども、どうも各種団体からの代表という形であって、これは町の大きな経済団体、そこからの委員推薦ということなんですけれども、実際にここでは利用することになれば、社会教育委員と自治会連合会、自治会女性部あたりで、あとは経済会の方が多いと思うんですけれども、複合商業施設ですから、その意味合いはわかるんですけれども、経済界のバランスがちょっと偏り過ぎているのではないかと思うんですけれども、先ほど言ったことを含めて、そうした施設利用者の意見を聞くということであれば、だからといって組織にこだわらないで、一体どうやって委員を選べばいいんだという問題は出てく

るかと思えますけども、もう少し内容について柔軟に考えるべきではないかなと、メンバー構成について思うのですがいかがでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 加藤住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（加藤端陽君） 確かに経済界からの招集が多いという形ですけども、これは委員会のほうでは説明していたのですけども、特に商工会、既存の計画策定委員会のほうにも入っておりますし、新規に加えるほうにも商工会、同じく商工会女性部、商工会青年部が入っていますけども、この辺の趣旨を理解して事前に商工会のほうと調整を図りながら進めたいと考えております。ここまでの委員を逆に言えば選出するほうも結構負担になるという話も以前に聞いておりましたので、その辺も調整しながら先ほど高橋議員がおっしゃったように社協とか別なほうの委員を入れていくような形で調整を図っていきたいと思っております。

基本的には利用する方であり、また商業施設が建つということで、商業のプロでありますし、またステークホルダーで利害関係があるというところで、今回上げておりますけども、今後、商工会サイドと調整を図りながら人選を進めてまいりたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第11、議案第3号 津別町地域公共交通活性化協議会設置条例の制定を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（石川勝己君） ただいま上程となりました、議案第3号につきましてご説明申し上げます。

津別町の地域公共交通が将来にわたって持続可能なものとするため、この間、調査や検討を進めてまいりましたが、それをもとにして「津別町地域公共交通網形成計画」の策定及びその事業の実施のために地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項に基づいた津別町地域公共交通活性化協議会を設置するものであり、その条例制定に関しまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

配付資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

条例案の条文と、その内容説明を記載しております。制定理由につきましては、前段に申し上げましたとおりでございます。

条例内容の説明を申し上げます。第1条では、設置に関する規定、第2条では協議会の所掌事務の規定、次のページ第3条では組織として委員の構成を規定し、委員は、交通事業者、地域住民代表、関係する機関等20名ほどを見込んでおります。

第2項では、委員の任期を2年と定めております。

第4条は、会長及び副会長の選出方法、職務の規定、次のページ、第5条では会議の招集、成立要件等を規定しています。

第6条では、意見の聴取の規定、第7条は庶務規定、事務局を建設課に置くこととしております。

第8条の委任事項では、運営に関する必要な事項は別に定めるとしてあります。

議案にお戻りいただきたいと思います。本文につきましては、ただいまの説明内容を条文化したものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日を令和2年4月1日としております。

以上、議案第3号について説明申し上げましたので、ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第12、議案第4号 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

仁部保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） ただいま上程となりました、議案第4号についてご説明を申し上げます。

説明資料の7ページをお開きください。

一つ目の改正の理由ですけれども、地方税法施行令及び国民健康保険法施行令の一部改正によるものです。

内容は、課税限度額の医療分が61万円から63万円に、介護分が16万円から17万

円に改正となります。

軽減対象となる所得基準につきましては、被保険者数に乗ずる額について5割軽減が28万円から28万5,000円に、2割軽減が51万円から52万円に改正となります。

二つ目の改正の理由ですけれども、資産割の廃止に伴う改正でございます。平成30年度に道内市町村の国民健康保険が北海道と共同運営となったことを機に、国保加入者の保険の公平化に向け資産割の廃止を含めた賦課方式の統一について議論が進んでおります。資産割の廃止と所得水準に応じた、応能応益割への移行が求められているところです。資産割を廃止する理由といたしましては、住んでいる自治体の固定資産のみが付加対象であり、不公平感があること。所得がなくても持ち家があることで付加されるため、税の負担能力に直結していないことなどがございます。これを受けまして津別町におきましても国民健康保険運営協議会で協議を重ねました結果、資産割廃止の答申を受けまして、所得割、平等割、均等割の3方式に改正を行うものであります。新旧対照表では、ただいまご説明いたしました課税基準、所得基準の引き上げ額の改正をし、資産割に関する条文、文言を削除しております。

議案に戻っていただきまして、ただいま説明いたしました内容を改正条文としたものであります。

附則といたしまして、令和2年4月1日から施行としております。

なお、この条例による改正後の規定は、令和2年度分以降の年度分の国民健康保険税に適用し、令和元年度までは国民健康保険税については、なお従前の例によるものといたします。

以上、議案第4号の内容についてご説明申し上げましたので、ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号

○議長（鹿中順一君） 日程第13、議案第5号 津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（石川 篤君） ただいま上程となりました、議案第5号について説明申し上げます。

説明資料により説明いたしますので、10ページをお開きいただきます。

このたびの改正は公営住宅法の改正により、法第16条に第4項が追加されたことによる一部改正と、別表第1につきまして、本年度、公営団地3棟12戸を除却したことと、あと活汲中央団地2棟4戸につきまして、町営住宅から町有住宅に移管するため別表から除くものであります。

新旧対照表をご覧ください。

第15条に第4項を追加するものです。

町営住宅の家賃算定にあたっては、毎年入居者から収入申告をいただき、それに基づき家賃を決定するわけですが、提出がない場合に近傍同種の住宅の家賃とすることとなっております。

今回の改正により、認知症患者等からの収入申告が困難な場合、収入申告義務を免除し、町による収入調査を実施し、把握した収入に応じ家賃を課すというものでございます。

認知症である者等の認定でございますが、認知である者、また知的障がい者、精神障がい者等で医師の診断書、療育手帳、精神障がい者手帳を確認し、対象者を認定するという形になります。

別表につきましては、除却の箇所について表示してございます。

今回の除却により、町営住宅の管理戸数は284戸から268戸になります。

それでは議案に戻っていただきまして、ただいま説明したものを改正条文として整理したものでございます。

附則といたしまして、公布の日から施行するというものでございます。

以上、議案第5号の内容について説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号

○議長（鹿中順一君） 日程第14、議案第6号 津別町起業等振興促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（小野敏明君） ただいま上程となりました、議案第6号について内容をご説明申し上げます。

提案理由及び改正内容は、説明資料に基づき説明いたしますので、説明資料の12ページをご覧ください。

改正理由につきましては、要望があります集合住宅に3LDKのみの場合の支援要件を付加すること及び条例の期限を3年間延長する改正です。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。第2条第1号ウの集合住宅に、（1戸の間取りが3LDK以上かつ専用部分の面積が75.35平方メートル以上の場合、住戸数が2以上）を追加するものです。集合住宅は、これまで3棟と補助金で建設されてきましたが、1LDKがほとんどであり、定額家賃の3LDKニーズもあるとの要望もあり、しかし住戸数4以上では建設費が多額になることから条件緩和を求められていたもので、町内住宅事情を検討した結果、今回の改正をすることといたしました。これにより民間主導の賃貸住宅の整備が進むものと考えております。

第3条第3項の「平成28年度から平成31年度」を「令和2年度から令和4年度」とし3年間延長するものです。

また附則第2号中、期限を3年間延長することから、「平成32年3月31日」を「令和5年3月31日」に改めております。

議案本文にお戻り願います。本文につきましては、ただいま説明の内容を条文化したものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものとし、経過措置といたしまして、この条例の施行の日前に、改正前の津別町起業等振興促進条例第3条の規定により指定を受けたものに係る補助金については、なお従前の例によるとしております。

以上、議案第6号の内容について説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長（鹿中順一君） 日程第15、議案第7号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について、津別町相生総合交流ターミナル施設を議題とします。

内容の説明を求めます。

迫田産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（迫田 久君） ただいま上程になりました、議案第7号について内容をご説明申し上げます。

津別町公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例に基づき、本年3月31日で指定期間が到来する施設につきまして、本年4月から引き続き指定管理を行うための提案でございます。

津別町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第6条により、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、事業効果が相当程度期待できると考慮するときは、公募によらず津別町が出資している法人または広域団体、もしくは公共団体を指定管理者の候補として選定することができるとあり、今回提案する施設につきましては、この規定に該当するものであります。

先月2月12日、指定管理者選定委員会が開催され、審議の結果、引き続き指定管理

者とすることが了承され、選定されたところでございます。

議案をご覧ください。今回引き続き指定管理の指定を行う施設の名称等は、津別町相生総合交流ターミナル施設、住所は記載のとおりでございます。指定管理者の名称等は株式会社相生振興公社 代表取締役 伊藤泰広であります。住所につきましては記載のとおりであります。指定の期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間とするものでございます。

以上、地方自治法第244条の2、第6項の規定により議会の議決を求めるものでありますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号

○議長（鹿中順一君） 日程第16、議案第8号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について、津別町堆肥製造施設を議題とします。

内容の説明を求めます。

迫田産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（迫田 久君） ただいま上程になりました議案第8号について内容のご説明を申し上げます。

津別町公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例に基づき、本年3月31日で指定期間が到来する施設につきまして、本年4月から引き続き、指定管理を行うための提案でございます。

指定管理者の指定期間につきましては、先の議案第7号の内容と同様でございます。本議案につきましても指定管理者選定委員会によって審議され、引き続き指定管理者として選定されたところでございます。

議案をご覧ください。今回、引き続き指定管理者の指定を行う施設の名称は、津別町堆肥製造施設、住所については記載のとおりでございます。指定管理者の名称等につきましては、津別町農業協同組合代表理事 組合長 山下邦昭でございます。住所は記載のとおりでございます。

指定の期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間とするものでございます。

以上、地方自治法第244条の2、第6項の規定により議会の議決を求めるものでありますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 9 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 17、議案第 9 号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について、津別 21 世紀の森キャンプ場等を議題とします。

内容の説明を求めます。

迫田産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（迫田 久君） ただいま上程になりました議案第 9 号について内容のご説明を申し上げます。

津別町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例に基づき、本年 3 月 31 日で指定期間が到来する施設につきまして、本年 4 月から引き続き指定管理を行うための提案でございます。

指定管理者の選定経過につきましては、先の議案第 7 号、第 8 号の内容と同様でございます。本議案につきましても指定管理者選定委員会によって審議され、引き続き指定管理者として選定されたところでございます。

議案をご覧ください。今回、引き続き指定管理者の指定を行う施設の名称等につきましては、いずれも津別町公園条例に提示されております次の二つの施設でありまして、(1) としましては、津別 21 世紀の森キャンプ場、住所につきましては津別町豊永 127 番地ほかとなっております。

(2) としましては、津別町共和 130 番地 1、つべつグレステンスキー場であります。

指定管理者の名称につきましては、株式会社津別町振興公社 代表取締役 佐藤多一であります。住所につきましては記載のとおりでございます。

指定期間につきましては、令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 3 年間とするものでございます。

以上、地方自治法第 244 条の 2、第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでありますので、ご承認賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号

○議長（鹿中順一君） 日程第18、議案第10号 財産の無償貸付について、旧活汲小学校校舎1階及び体育館を議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長補佐。

○総務課長補佐（丸尾達也君） ただいま上程となりました、議案第10号についてご説明いたします。

説明資料14ページをご覧ください。

平成27年3月をもって廃校となりました旧活汲小学校につきまして、旧活汲小中学校に係る基本合意に基づきまして議会の承認をいただき、平成28年1月12日より小学校校舎及び体育館を無償にて貸し付けしてきたところであります。

令和2年3月31日に契約の期限を迎えることから、現貸し付け先より再契約の申し出がありましたことから、再度、無償貸し付けを行うことについて、地方自治法第96

条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案をご覧ください。貸し付けする財産につきましては、議案に記載のとおりでございます。名称は、旧活汲小学校校舎1階及び体育館、総面積は902平米となっております。資料の太線の部分でございます。

続きまして、貸し付けの相手方につきましては議案に記載のとおりでございます、株式会社山上木工 代表取締役 山上裕靖氏でございます。

続きまして、無償貸し付けの目的としましては、旧活汲小学校校舎1階及び体育館において、木材工芸品の加工及び地域内特産品等の展示などを行う施設として活用している上記相手方に対し、建物を無償で貸し付けることにより、当該事業所の円滑な運営と産業振興を図ることを目的とするものです。

貸し付けの期間は、契約の日から令和7年3月31日までで、財務規則に認められる5年以内としております。

なお、中学校校舎部分は有償により貸し付けしていることとなり、小学校校舎及び体育館をあわせて一体として貸し付けることとなりますので、ご理解をお願いします。

以上、議案第10号の内容についてご説明いたしましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） 無償貸し付けに関しましては、異論は全然ないのですが、津別で山上木工さんが頑張ってもらって、これからますます発展していただければと思いますので、それに関しては全然異論はないのですが、無償貸し付けで後から考えると、こういうのはどうなんだろうとわからない点が多々出てきまして、この際なので質問させていただければと思います。

まず、今もちょっとおっしゃっていましたが、有償にしないというのは、耐震化の改修工事を実施しているからというようなことだったかなと思いますけれども、これの縛りというのはどのぐらい効力があるというか、どれぐらい先まで縛られる形になるのかなというのがまず1点です。

あと旧中学校の校舎のほうは有償で貸し付けなのかなと思いますが、中学校のほう

は月額幾らなのでしょうか、そして、その額にした理由があれば教えていただければと思います。

あと光熱水費ですとか、建物の補修の経費の対応なのですが、この辺のルールはどのように定められているのか、その3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（丸尾達也君） まずは縛りの件ですけれども、補助金を受けていた関係がありまして、縛りについては残り6年となっております。ですので、今回5年間延長させていただいて、さらにその後1年延長するというような形で考えているところでございます。

続きまして、有償貸し付けの金額につきましては1カ月あたり6万円で貸し付けています。これの理由につきましては私は存じておりません、申し訳ございません。

あと補修の件につきましては、随時、必要に応じて総務課のほうと相手方と協議をして進めるという形でやっております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（近野幸彦君） 貸し付けの金額の関係ですけれども、これは基本合意書に基づいて、ほかに借りていただける方もいませんでしたので、その中で面積、それから内容等も含めて協議の中で決まったものだと思います。

6年たって売却するのか、さらにこちら旧小学校体育館も含めて売却するのか、すべて貸し付けするののかは、今後この6年間の中の協議となりますけれども、既に起業等振興促進条例等の補助金等も活用して、山上さんでかなりの投資もしておりますので、このまま使っていただくという方向でいずれか考えていくと。この部分、ちょっと貸し付け金額については若干高めなのかなということもありますけれども、これらも含めて今後協議していきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） 協議でということで金額もわかりました。

あとちょっと細かいことなのですが、建物だけの貸し付けということでお伺いしているのですけれども、敷地の除雪ですとか草刈りですとかの維持はどうされるのかな

というのが1点と、あと敷地についても従業員の方ですとか、見学の方ですとかが来られるのかなと。そうすると駐車スペースその他というの占有される部分があるのかなと思いますけれども、これの手続きは必要ではないのかなと素人考えでは思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（近野幸彦君） 敷地の部分については、基本的に旧小学校校舎の前にあるということで、これもあわせて無償貸し付けをしているということでもあります。

ちょっと今、詳細の内容がここにはないのですが、除雪も草刈り、それから維持管理を含めて山上さんが払っている部分と町が払っている分を分けてやっているということで、これも合意に基づいてやっている部分でありまして、今詳細な区分けについてはありませんが、そういったことですのでご理解いただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） わかりました。これも協議ということだとわかりました。

最後に1点だけ、災害のときに関してなのですが、旧校舎の2階部分は活汲地区の災害時の避難所になっているのではないかなと。出入り口のかぎの管理ですとか、避難所として使用する場合の申し合わせですとか、自治会との打ち合わせですとか、その辺はされているのかどうか確認させていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（丸尾達也君） 必要時には、かぎの管理につきましては山上さんのほうでやっていますので、自治会長さんのほうに話はしてありますので、必要に応じて山上さんのほうに開けてもらうというような流れとなっているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 10 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 19、議案第 11 号 権利の放棄について、町営住宅使用料に係る債権を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第 11 号について説明申し上げます。

このたび権利の放棄について、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1 権利の内容といたしまして、町営住宅使用料に係る債権。2 債務者は議案に記載の者でございます。3 放棄する債権額、26 万 700 円、内訳は平成 15 年度分 8 万 9,100 円、平成 16 年度分、9 万 3,600 円、平成 17 年度分、7 万 8,000 円となります。

権利の放棄理由につきまして、当該債権の消滅時効における 5 年の時効期間の経過により、裁判手続きによる執行の方法を利用することが事実上できず、収納が困難なためということでございます。

なお家賃につきましては、平成 19 年 6 月に平成 15 年 4 月分が納入され、時効が中段されましたが、その日の翌日から平成 24 年 6 月までの 5 年間を経過し、時効が成立しております。ただ、この債権につきましては、本人からの時効の援用がない限り消滅はしないというものでございます。

昨年 3 月に、担当職員が札幌出張の際に訪問してきましたが、訪問記録を見る限り、

債権者が無資力、またはこれに近い状態であり、資力の回復が困難で履行される見込みがなく、時効の援用を申し入れること自体困難と判断し、権利の放棄を行うものでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 11 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 12 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 20、議案第 12 号 権利の放棄について、水道料金に係る債権を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（石川 篤君） ただいま上程となりました、議案第 12 号について説明申し上げます。

権利の放棄につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

権利の内容につきましては、水道料金に係る債権。2債務者につきましては、議案裏面に記載の2名でございます。放棄する債権額は裏面の別紙上段に記載する者は2万1,000円、内訳は平成14年度分8,200円、平成15年度分8,600円、平成22年度分4,200円です。下段に記載の者は、平成25年度分8,270円です。4権利の放棄理由です。当該債権の消滅時効における2年の時効期間の経過により、裁判手続きによる執行の方法を利用することが出来ず、収納が困難なためということでございます。債務者の状況ですが、上段の者は既に死亡しており、相続人に対しての手続きが不十分であったことから徴収困難となったものでございます。

下段の、現在、札幌に在住の債務者につきましては、町内に所有の不動産も抵当権者による申し立てで裁判所が競売を行ったものの、競落されなかった経過があるようで、徴収コストに見合う収入が見込めないことから権利の放棄をお願いするものであります。

以上、説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食休憩とします。

昼食休憩 午前 11 時 59 分

再 開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

◎議案第 13 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 21、議案第 13 号 令和元年度津別町一般会計補正予算（第 6 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

松木住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（松木幸次君） ただいま上程となりました議案第 13 号について説明いたします。

今回の補正の主な内容につきましては、畜産クラスター事業をはじめ、農地耕作条件改善事業など農業関係事業費の増額、公立学校の G I G A スクール構想の実現に向けた津別中学校校内無線 LAN 整備工事の追加、温水プールの内部改修工事の追加ほか、事業の完了及び事務事業の精査による減額が主で、一般財源剰余金を基金に積み立てることで補正予算を組ませていただきました。

補正予算の条文をご覧ください。

第 1 条第 1 項は、歳入歳出予算に 5 億 8,528 万 1,000 円を追加し、補正後の予算総額を 69 億 8,505 万 5,000 円とするものであります。

第 2 項及び第 2 条以下につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書につきましては、歳出から説明いたしますので、9 ページから 10 ページをお開きください。

なお事業精査による減額及び財源内訳のみの補正につきましては、説明を省略させていただきますのでご了承ください。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費の電算化推進経費は、会計年度任用職員対応の人事給与システム改修負担金で 28 万 6,000 円の増額です。目 3 財政管理費

の財政調整基金積立金は、一般寄付金 43 万 4,000 円と一般財源剰余金を積み立てるもので、1 億 2,158 万 3,000 円の増額です。目 5 財産管理費の庁舎等維持管理経費は、12 ページになりますけれども、議会議事堂棟の電気料で、公設民営塾の通年化及びハイヤー会社の事務所移転による電気使用料の増により 213 万 4,000 円の増額です。町有建物等維持管理経費は、旧津別保育所の暖房用燃料と電気料で、社会福祉協議会の事務所移転による増で、燃料で 12 万 9,000 円、電気料で 31 万 2,000 円の増額です。項 2 地域振興費、目 1 企画総務費は 13 ページから 14 ページになります。地域振興基金積立金は、消防費寄附金 50 万円と教育費寄附金 114 万円を積み立てるもので、164 万円の増額です。15 ページから 16 ページをお開きください。項 3 徴税費、目 1 税務総務費の税務事務経費は、令和元年 10 月 1 日以降、軽自動車の取得に対して従来の道税の自動車取得税にかわり、町税、町の税として軽自動車税環境性能割が課税されることになりましたが、当分の間は北海道が賦課徴収を行うため、事務取扱負担金として税額の 5%負担で 7,000 円の増額です。

17 ページから 18 ページをお開きください。款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費ですが、19 ページから 20 ページをお開きください。介護保険事業特別会計繰出金は、介護給付費と事務費の増で 55 万 8,000 円の増額です。

款 4 衛生費は、財源内訳のみの補正と事業精査による減額です。

21 ページから 22 ページをお開きください。款 6 農林業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費は、次の 23 ページから 24 ページをお開きください。農業新規参入者支援対策事業は、農業新規参入者誘致条例に基づき、本年 1 月 1 日付で新規参入予定者、1 名の登録により受け入れ農家への奨励金として月額 5 万円の補助で 15 万円の増額です。目 4 振興事業費の土地改良事業事務経費は、北海道土地連への負担金で、東岡地区の農業水路等長寿命化事業の事業費増加により 2 万円の増額です。農業水路等長寿命化・防災減災事業も、東岡地区の農業水路等長寿命化事業で、当初予算では本年度分の事業として 400 万円を計上しているところですが、国の補正予算に関連して付帯工など事業量の増により 391 万 3,000 円の増額で、工事は令和 2 年度の事業となりますので、繰越明許費となります。農地耕作条件改善事業は、26 ページにわたりますけれども、相生地区の農業用排水路の改修工事で、9 月定例会において調査測量設計費を補正し

たところでありますが、国の補正予算に関連して改修工事費の増により、工事請負費で 422 万円の増額です。こちらも繰越明許費となります。農業水利施設危機管理対策事業も国の補正予算に関連して、国営土地改良事業により整備された津別地区幹線用排水路の安全柵等の設置工事で、整備から 40 年以上経過しておりますが、豊永、達美地区で転落防止などの事故防止対策がない区間が点在する状況にあり、令和元年度と令和 2 年度の予算で安全フェンス 2 カ所 270 メートルと防護蓋 1 カ所、760 メートルの安全施設を整備するものです。工事請負費で 5,000 万円の増額で、こちらの補助率は 100%で、この事業も繰越明許費となります。目 5 畜産業費の畜産クラスター事業も国の補正予算の関連で、畜産、酪農収益力強化整備等特別対策事業により、東岡地区における新法人の家畜飼養管理施設、付帯設備、機械など施設整備に対する補助で 5 億 2,655 万 2,000 円の増額です。全額道費によるトンネル補助で、こちらも繰越明許費となります。

29 ページから 30 ページをお開きください。款 7 商工費、項 1 商工費、目 2 商工振興費の商工振興補助費等は、企業等振興促進補助金で 12 月定例会におきまして増額の補正をしたところですが、補助対象施設の設計変更による補助金増がさらに見込まれ 101 万 8,000 円の増額です。中小企業特融利子補給は、融資額の増により 20 万円の増額です。

款 8 土木費は、財源内訳のみの補正と事業精査による減額が主となりますけれども、33 ページから 34 ページをお開きください。道路橋梁維持管理経費で、街路灯の電気料が不足する見込みで 54 万 7,000 円の増額です。

35 ページから 36 ページをお開きください。款 9 消防費は、すべて事業精査による減額です。

37 ページから 38 ページをお開きください。款 10 教育費、項 3 中学校費は国の補正予算に関連するもので、公立学校の G I G A スクール構想の実現に向けた校内ネットワーク整備事業及び 1 人 1 台端末整備事業を実施するものであります。目 1 学校管理費の中学校施設整備事業は、校内ネットワーク整備事業として 10 ギガの配線整備をする校内無線 LAN 配線工事で 740 万 7,000 円の増額です。この事業も繰越明許費となります。目 2 教育振興費の教材・備品等購入経費は、1 人 1 台端末整備事業として 41

台のタブレットを購入するもので 379 万 9,000 円の増額です。こちらも繰越明許費となります。39 ページから 40 ページをお開きください。項 4 社会教育費、目 1 社会教育総務費の社会教育総務経費は、リコーダーの全国大会派遣補助で 39 万 3,000 円の増額ですけれども、全国大会については新型コロナウイルスの関係で中止になったということでございます。項 5 保健体育費は、41 ページから 42 ページをお開きください。目 2 体育施設費の温水プール管理経費は、25 メートルプール槽の改修工事で、タイル目地の劣化によるプール内への成分溶出があり、ガラス塗料を塗布し成分溶出を防止するもので 403 万 7,000 円の増額です。この事業も繰越明許費となります。

歳出については以上です。

次に、歳入の説明をいたしますので 3 ページから 4 ページにお戻りください。

款 9 地方交付税は、普通交付税の本年度の交付額に基づきまして、一般財源として 1 億 1,046 万 9,000 円の増額です。

款 13 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 3 衛生費国庫補助金は、緊急風しん抗体検査等事業で事業費の 2 分の 1 補助で 10 万 5,000 円の増額です。目 5 教育費国庫補助金は、G I G A スクール構想の実現に向けた校内ネットワーク整備事業及び 1 人 1 台端末整備事業に対するもので、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金は、事業費の 2 分の 1 の補助率で 370 万 3,000 円の増額です。公立学校情報機器整備費補助金は、端末 1 台につき 4 万 5,000 円の補助で 184 万 5,000 円の増額です。

款 14 道支出金、項 2 道補助金、目 1 総務費道補助金の地域づくり総合交付金は、開町 100 年記念事業に関するもので 70 万円の増額です。目 4 農林業費道補助金の農業水路等長寿命化・防災減災事業は、補助率 55% で 215 万 2,000 円の増額です。農地耕作条件改善事業も補助率 55% で 220 万円の増額です。農業水利施設危機管理対策事業は、補助率 100% で 5,000 万円の増額です。5 ページから 6 ページをお開きください。畜産クラスター事業は、歳出と同額の 5 億 2,655 万 2,000 円の増額です。

款 16 寄附金、目 1 一般寄付金は、3 名からの寄附で 43 万 3,000 円の増額です。目 4 消防費寄附金は、1 名からの寄附金で 50 万円の増額です。目 5 教育費寄附金は、3 名からの寄附で 114 万円の増額です。

款 17 繰入金、目 1 基金繰入金は、事業精査による減額が主であります、地域振興

基金繰入金において、今回補正している企業等振興促進補助金の部分では増額をしているものです。

款 19 諸収入、項 5 雑入、目 5 過年度収入は、子どものための教育、保育給付費負担金の給付費請求時の利用者負担額の算定誤りによりまして、27年度から30年度分の国、道費負担金の追加交付分で1,576万4,000円の増額です。目6雑入の事故共済金は、集中管理公用車に関するもので18万7,000円の増額、その他は集中管理公用車の自動車共済解約による返戻金で9,000円の増額です。

款 20 町債は事業費確定による精査が主であります、7ページから8ページをお開きください。目2衛生債の地域医療維持助成事業は、過疎債のソフト事業となりますが起債同意額の増により2,420万円の増額です。目3土木債の橋梁長寿命化修繕事業と町道181号線改良舗装事業は、起債対象事業の要件を満たさず対象外事業となりましたので、全額減額をするものです。目5教育債の中学校校内無線LAN整備事業と目6農林業債の東岡地区農業水路等長寿命化事業は、新規で増額をするものです。

歳入の説明は以上となります。

補正条文のほうにお戻りください。第1条第2項につきましては、ただいま説明いたしました内容を第1表のとおり款、項区分ごとに整理し、第1項の補正額及び予算総額とするものであります。

第2条は継続費の補正で、2枚ほどめくっていただきまして、第2表の継続費補正のとおり庁舎等建設事業で事業費総額と年割額を現段階の予定額で変更するものであります。

第3条は繰越明許費の補正で、第3表、繰越明許費補正のとおり農業水路等長寿命化・防災減災事業のほか6事業を追加するものであります。

第4条は地方債の補正で、第4表地方債補正のとおり二つの事業を追加、9事業の限度額の変更、二つの事業を廃止するものです。

以上、内容につきまして説明いたしましたので、原案にご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） 歳出の12ページ、庁舎等維持管理経費の光熱水費ですが、説明で公設塾並びにハイヤー会社の移設によるという話があったのですが、それぞれの金額の算出などは出せるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（近野幸彦君） こちらの議事堂の建物の部分は全部一体化していて、個別に分けるということは出来ません。想像するに、公設民営塾の部分が一番大きいのかなと考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） ハイヤー会社からは、以前のルールでは光熱水費はいただくというお話だったかと思いますが、その部分についてはどのような料金体制になっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（近野幸彦君） 以前も説明しましたとおり、もとのハイヤー会社の建物で使っていた電気料と灯油、過去3年間の部分で、それを平均して、その部分をいただいているということで、今回こちらでかかっているものに対してもらっているわけではないということです。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第13号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 14 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 22、議案第 14 号 令和元年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

仁部保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） ただいま上程となりました議案第 14 号についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、歳入歳出ともに主に事業精査による減額の補正であります。

補正の条文第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 114 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7 億 9,481 万 6,000 円とするものです。

第 2 項は、後ほどご説明いたします。

歳出からご説明申し上げます。5 ページ、6 ページをお開きください。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費では、備品購入費に係る補正で 40 万 6,000 円の減額。

款 6 保健事業費、項 2 保健事業費、目 1 保健衛生普及費では簡易脳・心血管ドック助成事業に係る補正で 67 万円の減額です。ともに事業精査によるものでございます。一段上の項 4 趣旨普及費、目 1 趣旨普及費につきましては、医療費通知電算処理委託料に係る単価の増額によりまして 1,000 円の増額をいたしております。

続いて歳入になります 3 ページ、4 ページに戻っていただきまして、款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金は、事務費事業精査及び健診助成事業費確定により 114 万 4,000 円の減額となっております。

それでは補正条文に戻っていただきまして、第 1 条第 2 項につきましては、ただいまご説明いたしました補正額を次のページの第 1 表で款、項ごとに整理したものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

ます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 14 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 15 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 23、議案第 15 号 令和元年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

千葉保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（千葉 誠君） ただいま上程となりました、議案第 15 号についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では介護保険システム改修及び介護給付費の精査に伴います負担金の増、保険給付費、介護サービス給付費の追加及び減額で、歳入では介護保険システム改修及び介護給付費の精査に伴います、国道負担金、補助金、交付金、繰入金及び基金繰入金の追加、減額の内容とする補正であります。

令和元年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）条文第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 405 万円を追加し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ6億1,724万4,000円とするものです。

それでは、歳出のほうからご説明を申し上げます。5ページ、6ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節19負担金補助及交付金の負担金、北海道自治体情報システム協議会で、介護保険システム改修の追加により25万円の追加。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目2施設介護サービス給付費、節19負担金補助及交付金の負担金、介護サービス給付費で施設利用増に伴います350万円の追加。目5居宅介護サービス計画給付費、節19負担金補助及交付金の負担金、介護サービス給付費で、件数及び計画単価の減に伴い300万円の減。目6地域密着型サービス給付費、節19負担金補助及交付金の負担金、介護サービス給付費で、サービス利用増に伴い130万円の追加。7ページ、8ページをお開きください。項4高額介護サービス等費、目1高額介護サービス費、節19負担金補助及交付金の負担金、介護給付サービス給付費で、サービス利用増に伴います支給対象者の増に伴い200万円を追加し、歳出計で405万円を追加するものです。

次に、歳入についてご説明いたします。3ページ、4ページをお開きください。

款2国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、節1現年度分で67万6,000円の減額。項2国庫補助金、目1調整交付金、節1現年度分で29万6,000円の追加で、介護サービス給付費の精査によるものです。目5介護保険事業補助金、節1介護保険事業補助金で、介護保険システム改修追加交付により16万7,000円の追加。

款3支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金、節1現年度分で102万6,000円の追加。

款4道支出金、項1道負担金、目1介護給付費負担金、節1現年度分で191万1,000円の追加。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金、節1現年度分で47万5,000円の追加で、介護サービス給付費の増に伴う追加です。目4その他一般会計繰入金、節1事務費繰入金で介護システム改修追加により8万3,000円の追加。項2基金繰入金、目1基金繰入金、節1介護給付費準備基金繰入金で介護給付費増に伴います保健料不足分の繰り入れとして76万8,000円を追加し、歳入合計で405万円を追加するも

のです。

それでは4ページほど戻っていただき、補正予算の条文となります。

第1条第2項におきまして、ただいま説明いたしました内容を款、項ごとに次ページ以降、第1表で整理をさせていただきました。

以上、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16

○議長（鹿中順一君） 日程第24、議案第16号 令和元年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（石川 篤君） ただいま上程となりました、議案第16号について説明申し上げます。

主な補正の内容は、事業を完了したことによる精査であります。

第1条につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,985万8,000円を減額し、予算の総額を3億6,870万4,000円とするものです。

補正内容につきましては、主なものについてご説明いたしますので、歳出の5ページ、6ページをお開きください。款2特環下水道費、項2下水道整備費、目1下水道整備費、管渠等施設整備事業(補助)につきましては、2,253万6,000円の減額ですが、社会資本総合整備交付金の減により事業を見合わせたものや、事業を完了したのものについて精査を行ったものであります。

款3個別排水費、項2個別排水整備費、目1個別排水整備費は732万2,000円の減額でございます。内容は事業完了による減であります。

歳入について説明いたしますので3ページ、4ページにお戻りください。款1分担金及負担金、項1分担金、目2個別排水受益者分担金で20万円の減額。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道費補助金は1,141万2,000円の減額、申請額の65%の決定額でございました。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は1,694万6,000円の減額。

款7町債、項1町債、目1特環下水道債は160万円の追加、目2個別排水事業債は290万円の減額です。

最初の条文に戻っていただき、第1条、第2項の第1表につきましては、ただいま説明いたしましたものを款、項区分に整理したものであります。

第2条地方債の補正ですが、第2表地方債補正によるものです。

以上、説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第 16 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 17 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 25、議案第 17 号 令和元年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（石川 篤君） ただいま上程となりました、議案第 17 号について説明申し上げます。

補正の主な理由といたしましては、資本的収入及び支出において建設改良費において事業を完了したことによる精査と事業の追加でございます。

第 1 条は総則です。

第 2 条につきましては、業務の予定量の追加であります。後ほど説明いたします、恩根地区配水管移設工事 1,250 万円です。

第 3 条につきましては、予算第 4 条に定めた本文括弧書きをそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

資本的収入の第 1 款資本的収入に 1,002 万 2,000 円を追加し、計を 2 億 9,407 万 1,000 円とし、資本的支出に 996 万 2,000 円を追加し、支出計を 3 億 3,417 万 9,000 円とする補正をお願いするものであります。

3 ページをお開きいただきます。支出の部、款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、目 1 配水施設設置費 996 万 2,000 円を追加いたします。工事請負費の下段、恩根地区配水管移設工事 1,250 円の追加でございます。恩根地区で国営事業による区画整理工事が予定されており、恩根地区の配水管移設を求められていることから追加するもので

あります。

なお、実際の工事は、次年度に繰り越して支出することになります。そのほかは事業完了に係る精算減額であります。なお、一般会計とは異なり、公営企業会計におきましては、繰越明許の設定は必要ありませんので、必要なく繰越しできるということでご理解いただきたいと思えます。

2 ページ収入の部、款 1 資本的収入、項 1 企業債、目 1 企業債は 200 万円の減額です。項 2 他会計繰入金、目 1 他会計繰入金は 47 万 8,000 円の減額です。項 4 工事負担金、目 1 工事負担金は、先ほど説明いたしました恩根地区の配水管移設工事負担金として 1,250 万円の追加です。

本文にお戻りいただきます。

第 4 条は企業債の変更です。第 1 表企業債補正のとおりでございます。

第 5 条につきましては、予算第 8 条に定めた他会計からの繰入金及び補助金を建設改良費にあてるものとして 47 万 8,000 円減額し 886 万 2,000 円とするものです。

1 ページ並びに 2 ページの予算補正実施計画につきましては、ただいま申し上げたものを款、項、目区分に整理したものでございます。

4 ページにつきましてはキャッシュフロー計算書となります。一番下の資金期末残高につきましては 3 億 8,671 万 6,000 円となります。

続いて 5 ページから 7 ページは本年度予定貸借対照表となります。今回の補正によりまして 5 ページの下から 6 行目の現金預金が増額し、4 ページの資金期末残額と同額の 3 億 8,671 万 6,000 円となります。7 ページ下から 7 行目、当年度純利益につきましては 1,187 万 7,000 円を見込むものでございます。

以上、議案第 17 号について説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第17号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会・休会の議決

○議長(鹿中順一君) お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

次に、諸般の都合により3月4日から3月5日の2日間休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

◎延会・休会の宣告

○議長(鹿中順一君) したがって、本日はこれで延会し、諸般の都合により3月4日から3月5日の2日間、休会とすることに決定しました。

再開は3月6日、午前10時です。

ご苦労さまでした。

(午後 1時37分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員